

[戻る](#)

厚生科学審議会感染症分科会結核部会

「結核医療に関する検討小委員会」の設置について

平成16年5月14日

1 背景

結核対策の見直しについては、平成14年3月にとりまとめられた「結核対策の包括的見直しに関する提言」（厚生労働科学審議会感染症分科会結核部会報告。以下「提言」という。）を踏まえ、平成15年4月から、小学1年及び中学1年のツ反とBCG再接種を廃止し、平成16年3月8日には、定期健康診断及び定期外健康診断の効率的・効果的な実施、ツベルクリン反応検査の廃止・BCG直接接種の実施のための見直し等を内容とする結核予防法改正案を国会に提出したところである。

その一方で、平成15年12月、厚生労働科学審議会感染症分科会結核部会において、提言で指摘された結核患者に対する医療の提供のあり方に関する課題については、結核部会の下に、結核医療の中心を担う臨床現場の専門家や法律分野の専門家等による検討の場を設け、以下の事項について、引き続きより詳細な検討を行うべきとの意見をいただいた。

これを踏まえ、「結核医療に関する検討小委員会」を設置する。

2 検討事項（案）

○結核患者に対する適切な医療提供のあり方について

- ・ 治療中断者や治療に非協力的な者に対しての医療提供のあり方
- ・ 入院期間の考え方（退院の基準）
- ・ 入院についての適正な手続きの整備

○結核病床について

- ・ 結核病床の機能分化の促進
- ・ 結核病床の減少に伴う入院治療のあり方

○発病前治療について

- ・ 予防内服の位置付けの見直し、実施基準の策定
- ・ 高齢化に伴う既感染者の発病予防の必要性

3 委員

[別紙](#)名簿のとおり

[トップへ](#)[戻る](#)